

旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	令和3年8月27日
発信課	経済部 経済交流課
担当者	村上
連絡先	電話 0166-73-9850
	FAX 0166-63-7093
	E-mail keizaikoryu@city.asahikawa.lg.jp

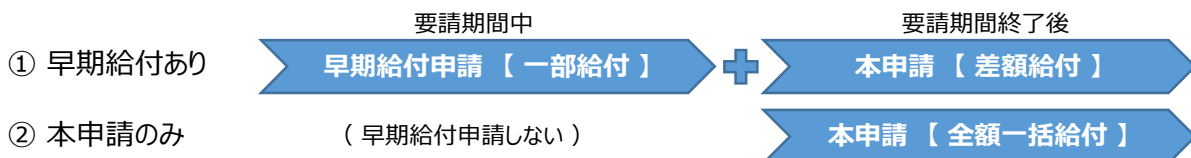
分類	イベント・行事 <input checked="" type="checkbox"/> 募集 契約・入札 会議・説明会 その他 (該当する分類を囲むこと。)
日程	8月30日 ~ 9月8日
発表項目 (行事名)	「まん延防止等重点措置及び緊急事態措置協力支援金（飲食店等）早期給付」の申請受付開始について
概要 (趣旨・日時・場所・内容等を記入すること。)	<p>北海道知事からのまん延防止等重点措置及び緊急事態措置に伴う、旭川市内の飲食店等への休業又は営業時間の短縮等の要請に令和3年8月20日（遅くとも23日）から令和3年9月12日までの全ての期間遵守することを要件に、今年の5月16日以降に旭川市からの協力支援金の受給実績のある事業者を対象に、早期給付の申請受付を開始しますのでお知らせいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 制度名 まん延防止等重点措置及び緊急事態措置協力支援金（飲食店等）早期給付 ○ 対象施設・申請要件 ~ 添付資料参照 ○ 早期給付額 ~ 1施設（店舗）当たり36万円 ○ 受付期間 令和3年8月30日（月）から令和3年9月8日（水）まで ○ 申請方法 電子申請又は郵送申請 ~ 郵送先等は添付資料参照
添付資料	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 (有・無のいずれかを囲むこと。) ※ まん延防止等重点措置及び緊急事態措置協力支援金（飲食店等）早期給付
報道（取材）に当たってのお願い	
備考	

「8/20～9/12」営業時短等要請に伴う協力支援金について 要請期間終了後の本申請前に一部を受けることができます

【注意！】早期給付を受けた場合も要請期間終了後の本申請が必要です！！

これまで要請期間終了後に申請受付・給付していた協力支援金ですが、8/20～9/12要請分については、申請要件を全て満たす場合、要請期間終了前の申請により給付額の一部を受けることができます。

◆8/20～9/12要請分の協力支援金の申請方法は、次の2パターンあります。



※ ①と②は選択可能ですが、8/27からの緊急事態措置で新たに要請対象となる飲食店等は②本申請のみ

※ ①で早期給付を受けた場合も要請期間終了後の本申請が必要です。本申請後、早期給付額との差額を追加で給付します(本申請がない場合は、早期給付額を全額返還していただきます)。

※ 詳細は、旭川市公式ホームページ等をご確認ください。

対象施設・申請要件

飲食店営業許可を受けて営業する旭川市内の「飲食店(宅配・テイクアウトサービスを除く)」、「バー・カラオケボックス等の遊興施設」、「結婚式場」のうち、次の全ての要件を満たす者

- (1) 要請期間(8/20(遅くとも8/23)～9/12)において、道の要請全てを遵守する
- (2) 中小企業・個人事業者であり、要請期間終了後の本申請で売上高方式で申請する
- (3) 今年5/16以降に旭川市からの協力支援金の受給実績がある
- (4) 要請期間中、営業時間短縮や酒類提供の停止などを施設に掲示する
- (5) 8/19時点で飲食店営業許可を取得し、かつ要請期間の全てで当該許可が有効である

早期給付額

1施設(店舗)当たり 36万円

受付期間・申請方法

●受付期間 令和3年8月30日(月)～令和3年9月8日(水)(当日消印有効)

●申請方法 電子申請 又は 郵送申請 ※ 感染拡大防止の観点からご協力ください。

※ 電子申請はこちらです。

URL : <https://www.harp.lg.jp/ZyfmVYki>

※ 申請書類等は、旭川市公式ホームページ等でご確認いただくか、旭川市役所第三庁舎・道の駅あさひかわにも設置します。

URL : <https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/501/508/d073762.html>

電子申請



旭川市公式HP



《 お問合せ・郵送先 》

〒070-8506 (住所不要) 旭川市感染防止対策協力支援金事務局

電話 011-330-8235 (旭川市専用ダイヤル)

受付時間 平日 8時45分～17時15分